

日高川町短期滞在施設利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少の抑止と進行する過疎化に歯止めをかけ、日高川町(以下「本町」という。)の創生を図ることを目的として、本町への移住希望者が移住を検討する際に滞在あるいは移住に向けての準備期間に滞在するために本町が設置する日高川町短期滞在施設(以下「短期滞在施設」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 短期滞在施設は、日高川町グリーンキーパーハウス条例に定めるグリーンキーパーハウスの空き室を活用するものとする。

(名称及び位置等)

第3条 短期滞在施設の位置及び室数は次のとおりとする。

(1)位置：日高川町大字寒川 220 番地 1

(2)室数：2室

(利用者の資格)

第4条 短期滞在施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団関係者は除く。

(1)現に町外に住所を有し、本町の移住相談窓口を通じて移住を希望している者

(2)その他町長が特に必要と認める者

(利用目的)

第5条 短期滞在施設の利用目的は、以下のとおりとする。

(1)日高川町への移住を検討するための視察調査

(2)日高川町での田舎暮らし体験

(3)日高川町への移住準備

(4)その他町長が特に必要と認める場合

(利用期間及び利用料)

第6条 短期滞在施設の利用期間及び利用料は、別表1のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の申請)

第7条 短期滞在施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、日高川町短期滞在施設利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(利用承認)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、利用者に対し日高川町短期滞在施設利用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(利用料の納付)

第9条 短期滞在施設の利用料の納付は前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)天災地変その他利用者の責めによらない理由により利用ができなくなったとき。

(2)予定していた利用終了日までに利用を終了したとき。

(2)その他町長が特に必要と認め利用期間を減免したとき。

(鍵の保証料)

第 10 条 町長は、短期滞在施設の鍵の保証料として 3,000 円を預かることができるものとし、保証料は短期滞在施設の利用終了後返還するものとする。

(利用者の遵守事項)

第 11 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第 1 条の趣旨に沿って短期滞在施設を利用すること。
- (2) 留守や就寝時には必ず施錠し、その他、短期滞在施設を善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに町長へ報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、短期滞在施設内の備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い処理すること。
- (5) 短期滞在施設及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- (6) 短期滞在施設の使用後は、現状に復して返還すること。
- (7) 短期滞在施設の利用に関し町長が必要と認めること。

(禁止行為)

第 12 条 利用者は、短期滞在施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 短期滞在施設の改修又は増築を行う行為
- (3) 短期滞在施設の全部又は一部を第三者に転貸する行為
- (4) 短期滞在施設の利用にふさわしくない行為

(利用承認の取り消し)

第 13 条 町長は、利用者が第 9 条各号に掲げる事項を遵守しないとき又は前条の規定に違反する行為があると認めるときは、利用承認を取り消すことができる。

(損害賠償)

第 14 条 利用者は、自己の責めに帰すべき原因により、短期滞在施設及び短期滞在施設の備品、什器等を破損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第 15 条 短期滞在施設の利用に際し、発生した事故あるいはトラブルについて、町はその責任を負わないものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。